

市民のみなさまの税負担の公平性を確保するために

9月は「滞納処分強化月間」です

広報かとう8月号でお知らせしたとおり、市では県から個人住民税等整理回収チームの派遣を受け、市税の滞納整理の強化に取り組んでいます。

そこで、9月を滞納処分強化月間と位置づけ、滞納となつている市税の回収を行うため、差し押さえ等の厳しい滞納処分を実施します。

なお、諸事情により納付が困難な場合は、分割納付等の方法もありますので、必ず税務課に連絡してください。

【差し押さえ】

市税の滞納者の預貯金、不動産、給与等を差し押さえて、滞納している市税に充当します。場合によっては、家や事務所の捜索を行い、貴金属や電化製品といった動産の差し押さえを行います。

【過払い金】

消費者金融などの返済で、税金が支払えないといった場合は、過払い金が発生している場合があります。この場合も必ず税務課にご相談ください。

ごみ出しルールを守りましょう

市では「ごみ減量20%大作戦」を展開しています。平成20年度の実績は、社・東条地域では約17%、滝野地域では約28%のごみを減量することができました。社・東条地域のごみ減量20%を達成するため、10月からは次の3点が守られていないごみ袋にはステッカーを貼り、収集を行いますので、ご理解とご協力をお願いします。

袋の口は必ず結び、ガムテープや紐でとめるのは禁止しています。

(補修等のテープは使用可)

生ごみの水切りは十分に行ってください。

容器包装プラスチックはきれいな状態で出してください。

このほかに、二重袋は行わない、雑がみは分別して資源ごみ回収に出すなど、ごみ減量に取り組みましょう。

市民安全全部生活課 滝野庁舎

☎48・3507



東条地域のみなさまへ

可燃ごみステーションで行ってきた空缶の回収を、9月末で終了します。

10月からはペットボトル等を回収しているステーションで「缶・小型金属」として出してください。

差し押さえ件数(4~7月)

区分	件数
不動産	11件
預貯金等の債権	43件
動産	4件
合計	58件

納税・過払い金に関するご相談
総務部税務課(社庁舎)
☎43・0398

福祉年金の申請をお忘れなく

新規に障害者手帳を取得された方、母子家庭と認定された方へ

身体障害者児、知的障害者児、精神障害者および母子家庭で児童を養育されている方には、「加東市福祉年金」が支給されます。平成20年9月2日から平成21年9月1日までの間に、新規に障害者手帳を取得された方または母子家庭と認定された方には、福祉年金支給申請書を郵送しますので、9月16日水までに申請してください。

なお、昨年、福祉年金を受給された方は自動更新となりますので、申請は不要です。

また、振込口座を変更される場合は、口座変更届出書が必要です。印鑑および口座番号のわかるものを持参してください。

【申請窓口】

各庁舎の窓口センター

【支払日】 10月23日金

問い合わせ

障害者手帳などをお持ちの方

福祉部社会福祉課(社庁舎)

☎43・0409

母子家庭の認定を受けられた方

福祉部子育て支援課(社庁舎)

☎43・0408

対象者	支給額(年額)	対象者	支給額(年額)
身体障害者手帳 1・2級	15,000円	精神障害者福祉手帳 1・2級	15,000円
" 3・4級	8,000円	" 3級	8,000円
" 5・6級	5,000円	障害基礎年金(精神) 1・2級	15,000円
療育手帳 A・B1	15,000円	母子家庭の児童を養育する方	1人目 15,000円
" B2	8,000円		2人目から
			1人につき 5,000円

1年以上継続して加東市に住居登録されている方が対象となります。
2つ以上の項目に該当する場合は、最も支給額が多い項目1つが適用されます。
障害の等級などの基準日は平成21年9月1日です。